

香芝市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年4月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：企画部 秘書広報課>

- 1 監査実施年月日 令和6年2月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和6年3月28日
- 3 措置状況通知 令和6年4月15日香秘第3号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
切手等は必要最小限度の保有とし、現金と同様の厳重な保管を望む。また、残枚数の照合は適宜行われたい。	措置済	切手等の保有については、単年度予算の原則を踏まえ、必要最小限度の使用予定数のみの保有に留めたい。これまでどおり残枚数を照合し、現金と同様に厳重な保管を行って参ります。
市長交際費における取扱いについては、所管課において通帳及びキャッシュカードを作成し現金とともに保管する意義が不明であることから、前渡された現金の取扱いについては適正を期されたい。また、その精算については、香芝市会計規則の規定に基づき適正に行われたい。	措置済	交際費の取扱いについて、現金、通帳、キャッシュカードの複数媒体を管理することのリスクを鑑み、今後は現金による保管に一元化し、かつ現金については、必要最小限度の管理に留めます。また、その精算にあたりましても、香芝市会計規則の規定に基づき、適正に行って参ります。
交際費とは、市を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費であることを理解し、これまで交際費により支出していた経費のうち、需用費による支出が適当であるものについては、支出科目を見直されたい。	措置済	交際費については、ホームページ等により執行状況を公表し、施政の円滑な執行を図るために市を代表して行う外部の個人や団体との交際に要する経費として、支出して参りました。今般の定期監査において、来客応接室用生花については、需用費で支出する

		ことが適当であるとの改善要望を受け、今後同様の支出を行う際は、需用費として支出して参ります。
--	--	--